

	新潟市教育委員会 平成22年9月 定例会会議録			
日 時	平成22年9月3日(金) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長	欠席委員		
	小嶋 委員			
	田中 委員			
	山田 委員			
	齋藤 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (16名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	大塚 俊明	教職員課長	遠藤 英和
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	総合教育 センター所長	津野 敏江
	教育総務課長	前田 秀子	学校支援課長	南 敦
	学務課長	朝妻 厚雄	地域と学校ふれあ い推進課長	坂井 敏明
	施設課長	芋川 常治	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長 補佐	田中 薫	歴史文化課長	倉地 一則
	生涯学習 課長	玉木 一彦		
			教育総務課 補佐	佐藤 栄治
			教育総務課 総務企画係長	小関 洋
		教育総務課主査	杉本 浩	
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (1件)	議案番号	件 名
	議案第20号	平成22年9月議会定例会の議案について (1) 新潟市文化財小澤家住宅条例の制定について
報告 (3件)	記 号	件 名
		家庭と地域の教育力の向上について
		新潟市教育委員会表彰の選考結果について
		ほんぽーと開館3周年記念事業について
協議題 (0件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 田中委員、山田委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 付議事件、議案第20号平成22年9月議会定例会の議案について、新潟市文化財旧小澤家住宅条例の制定につきまして、ご説明をお願いいたします。

○歴史文化課長 歴史文化課でございます。

中央区上大川前通12番町にあります、旧小澤家住宅の概要や整備工事の進捗状況、開館までのスケジュール等につきましては8月の教育委員会定例会で報告しましたが、本日は、議案第20号平成22年9月議会定例会の議案のうち、新潟市文化財旧小澤家住宅条例の制定について説明します。資料1ページをごらんください。

まず、条例の制定理由ですが、平成22年度中、来年3月までに建物、庭園の整備工事や展示工事が完了する見込みで、夏には開館の見込みです。旧小澤家住宅の歴史的価値を保護し、北前船で栄えたみなとまち新潟の歴史と生活文化、伝統工芸等にふれあい、学ぶことのできる施設として、また、市街地観光や町歩きの拠点施設として活用することを設置目的とし、管理上必要な事項を定めるということです。

次に、施設の管理ですが、設置目的を効果的に達成するために、指定管理者に管理を行わせます。小澤家の所蔵品の展示活用や下町に関する資料を多く収集、収蔵してきた市歴史博物館と連携して一体的に運営することが適切と考えていまして、博物館と同じ新潟市芸術文化振興財団を非公募で選定したいということです。

今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりです。

次に、条例案の骨子を説明します。2ページをごらんください。2の規定事項ですが、まず、休館日は市歴史博物館と同様に月曜日、休日の翌日、12月28日から1月3日までの年末年始とします。

次に、開館時間ですが、午前9時半から午後5時までです。市歴史博物館は4月から9月までは午後6時閉館ですが、旧小澤家住宅については、年間を通して午後5時までとしたいと思

います。

次に、観覧料ですが、他の文化施設などを参考に、高校生以上の一般が200円、小・中学生が100円とします。ただし、小・中学生につきましては、土曜、日曜、祝日と授業の一環で観覧する場合は無料です。20人以上の団体は2割引になります。

施設使用料ですが、まず、13ページの図面をごらんください。左側の1階平面図のうち、貸し出しを可とするのは離れ座敷、道具蔵、次ノ間、寝間、下の方の藤ノ間2部屋の計6か所です。それ以外の茶ノ間、座敷、仏間は常設展示をし、百合ノ間は庭の眺めが一番よい場所ですので、湯茶でも飲んでゆっくり休んでいただけるような場にしたいと思います。

再び2ページに戻っていただきたいと思います。今ほど申し上げました各室を午前と午後の半日単位で、それぞれ、記載の使用料で貸し出すこととします。また、展示パネルやプロジェクターなどの設備については、別に規則で定めます。

次に、利用の制限ですが、公の秩序や善良の風俗に反する恐れがあるとき、施設設備や資料を損傷、汚損する恐れがあるときは利用を制限できるものとします。

次に、行為の制限については、施設、設備などの損傷や汚損、植物の採取、指定された場所以外での火気の使用、物品の販売、指定された場所以外での飲食、他人に迷惑をかける行為などを制限する規定を設けています。ただし、物品の販売と飲食については、市長の許可を受けた場合は可能とします。

次に、損害賠償ですが、施設、設備等に損害を与えた場合には、賠償を求める規定を設けます。

次に、指定管理者による管理ですが、設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理を行わせる規定になっています。指定管理者は非公募により選定する予定です。

最後に、施行日に関する規定ですが、公布の日から1年を超えない範囲内に規則で定めた日から施行とし、来年7月ころの開館を想定しています。ただし、指定管理者の選定等の準備行為については、施行日前でも行うことができるものとします。

続きまして、3ページ以降の条文を簡単に説明します。まず、第1条の設置では、みなとまち新潟の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報提供を行い、みなとまちに対する理解を深め、市民の交流を推進し、市民文化の向上と地域の活性化に寄与するという設置目的を掲げています。

第2条では、旧小澤家住宅で行われる各種事業、そして第3

条では設置している主な施設をあげています。4ページの第4条で休館日、第5条で開館時間、第6条から第8条は利用手続きや制限などを規定しています。第9条から第12条までは観覧料や使用料に関する規定です。6ページですが、第13条は行為の制限について、第14条から7ページの第16条までは、許可の条件や取り消しなど、原状回復について。そして、第17条は損害賠償に関する規定になっています。8ページの第22条までが指定管理者に関する規定ですが、市歴史博物館などの類似施設と同様の規定となっています。9ページの附則ですが、施行期日については、指定管理者にかかる準備行為については公布の日から、利用許可など申し込みにかかる規定は平成23年4月から、それ以外の規定は公布日から1年以内に附則で定めるとしています。別表第1（第9条関係）で観覧料、10ページにかけての別表第2（第9条関係）で使用料を規定しています。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○田中委員

質問なのですけれども、2ページの行為の制限のところ、指定された以外の場所で火気を使用すること、指定された以外の場所で飲食することと書いてありますけれども、どういうところで飲食可能なのか。あと、火気を使っていいところというのはどこにあたるのでしょうか。

○歴史文化課長

飲食ですけれども、先ほども申し上げましたように百合ノ間という庭の見える部屋がありますが、そこにつきましては、簡単なお茶のサービス等を想定していますし、街歩き等で来られた方が休んで、庭を眺めながらペットボトルで水を飲むとか、おにぎりを食べるとか、そういうことについては可能にしたいと思っています。それ以外の施設で、例えば、離れ座敷等を、貸し出すような場合については、そこでお弁当を食べたいとかということについては別途許可をしたいと思っています。

火気については基本的に禁止というか、想定はしていないのですけれども、これからいろいろな利用の仕方、例えば、ケータリングで何かを食べたいというような場合ですと、若干、コンロで温めるとか、そういうことが出てくるかと思っておりますので、そういうときには許可をしていくという感じです。

○山田委員

事業とありますが、旧小澤家住宅は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行うと記載されています。これは誰がやるのですか。旧小澤家住宅というように書かれても

分かりませんよね。誰が行うわけですか。

○歴史文化課長

8ページの指定管理者の指定のところに規定がありまして、当小澤家住宅につきましては、指定管理者に管理運営を行ってもらうということになっていまして、指定管理者の業務の範囲が第20条に規定してあります。第20条第4項(4)ですが、第2条に規定する事業の実施をする業務ということになっていまして、指定管理者が今ほどの業務を行うということになっていまして、

○山田委員

その内容については、指定管理者が考えて実施するわけですか。

○歴史文化課長

これから、指定管理者に事業計画を出してもらいますが、それぞれの事業について、こういうような事業内容をやりますということで計画を出してもらって、それを選定委員会で審査するという予定になっています。

○山田委員

分かりました。

○小嶋委員

2ページ目の観覧料等というところですけども、小学生、中学生、一般と分かれていて、授業のときは無料となっているのですけれども、総合学習等で子どもたちが行ったりというのは授業の一環と見るのか別物と見るのか、その辺はいかがですか。

○歴史文化課長

平日に総合学習で来た場合ということでしょうか。

この規定については、博物館等、他の施設も全部同じ規定でして、総合学習などでやってくるという場合については、規則の中で、通常というか、常に条文に規定しているわけではありませんけれども、その都度こういう形で授業の関連で来ることが事前に分かっているようであれば、市長の認めることということで、無料の扱いにしています。

○小嶋委員

文化財の公民館版のような、施設料をいただくというのは新しい取り組みだと思うのですけれども、小澤家の施設の特色のようなものがあつたら教えていただきたいと思います。

○歴史文化課長

先ほどご指摘のように、第2条でどういう事業をやるかということが書いてあるわけですけども、みなとまちの商家でありますし、明治に入りましては廻船問屋を経営していたと。北前船というか、回船の船主でした。そういうみなとまち由来のさまざまな事業を行い、事業家であった小澤家ですので、先ほど常設展示と言いましたけれども、そういう回船等の様々な新潟に関わる展示、当時の商家の暮らしぶりを示すような展示、小澤家自体の家業といいますか、そういうような展示をしたり、

下町地域における生活といますか、民俗的な展示をしております。また、諸々の講座、講演会等を開催して、そこに参加していただくというようなことで、通常の古民家とは少し違うところではありますけれども、歴史等を学び、体験していただける施設にしたいと思っています。

○委員長

その他、ございますか。

○田中委員

料金をいただいて部屋を貸すということなのですが、冷暖房設備はどうなっているのでしょうか。

○歴史文化課長

冷暖房につきましては、いかんせん古い建物ですので、限定的です。今のところ、冷暖房の入りますところが、13 ページでいいますと、百合ノ間と離れ座敷につきましては冷房、夏場のエアコンを入れる予定ですが、それ以外の施設については残念ながらありません。

○小嶋委員

3年前からでしょうか、この工事に入っているのですが、先回の定例会で初めて聞かせていただいたんですが、正直にいうと、必要なのかなと思っています。経済の低迷しているところに6億7,000万円という大変大きなお金をかけてやっていくのは、何かすっきりしない。新潟の観光面に向けて、外からのお客様を入れたりいろいろできるなということが分かるようなものであればいいのだけれども、これで大丈夫なのかなと、すっきりしないのです、正直言うと。もっと前にこれを議題として出されていけば、みんなで意見を出し合っていくということもあったのでしょうかけれども、すっきりしない状況です。もう少し何か加えて、教育長か誰かからお話しただけならばと思います。

○鈴木教育長

教育委員会にどの時点で出すのかということですが、財産取得自体は市長部局でございますから、教育委員会は文化財としてどうかという1点でございます。私どもは文化財として今回は管理していくということで、教育委員会にかかったものから、相当整備費がかかっていますけれども、それは新潟市政全般の中で、整備費をどうやってまちづくりの中で活かしていくのかということだと思います。そういう説明をしております。

○小嶋委員

小澤家住宅は寄贈されたのですよね。齋藤家に関してはどうなのですか。

○歴史文化課長

あれは取得でございます。

○小嶋委員

6億7,000万円という額は、あまり高い値段ではないのですね。

○歴史文化課長

金額につきましては、先回も説明しましたけれども、小澤家

住宅がありますところが非常に地盤がよくなくて、南側と北側で10センチも建物の不同沈下がありまして、かしがっているようなところもありました。そういうものを直すために、全部建物の土台を上げて、基礎を打ち直して地盤改良したということです。それから、明治の建物ですので、弱くなっている、柱が細いということもありまして、耐震補強などもしました。そのような経費で相当お金がかかっているということ、6億8,000万円近いお金ですが、その内約半分は構造補強費にかかっているということで、若干割高になっているということです。

○小嶋委員

あまりすっきりしないのですけれども、分かりました。

○齋藤委員

10ページですけれども、使用料の額が出ております。いろいろな部屋の使用料が、午前、午後という非常に大まかな括りが出ておりますけれども、これは1時間でも借りたら、午後であれば午後1時から午後5時まで借りたということになるのですか。4時間単位で借りるということですか。

○歴史文化課長

これはさまざまな規定の仕方があるのですけれども、博物館も同じですが、一応、午前、午後という区分けですので、仮に1時間しか使わないということであっても半日分の支払いという規定になっています。

○齋藤委員

もう一つは、こちらの貴重な明治時代からの建物ですが、どうの方が半日がかりで借りるような想定なのですか。私には想像がつかないのです。見学される方はいらっしゃると思うのだけれども、4時間なら4時間、規定だから4時間単位だとおっしゃったのだけれども、4時間部屋を借りて何か勉強会でもやるのですか。そういう想定なのですか。

○歴史文化課長

先ほど申し上げたのは、みなとまち、それから文化財ということですので、そこの中で、今ほどおっしゃいましたような勉強会もあるでしょうし、例えば、庭を見ながら句会をやるとか、お花の会もありましょうし、また、茶会を催したいという方もいらっしゃるでしょうし、そういう様々な文化活動が想定される場所です。鉄筋コンクリートの建物でない中で、庭を見、また、歴史的な建物、木造ならではの催しというものが想定されています。

○齋藤委員

今、具体的に出てきましたけれども、そういうことならそういうことで、もっとキャッチフレーズとして、貴重な文化財なのだということをアピールする事業、管理を任せる方に、ぜひそういう形でうまい形のPR方法を要望します。前回もお話ししましたけれども、ものすごいお金をかけて、貴重な文化財と

して補修や改修をされたのですから、このところのインパクトが弱いと思うのです。例えば、全国にこれは一つしかないものだとか、文化財の価値というのは難しいですけども、日本海側でただ一つ残っている明治時代のものだとか、そういうことになる、新潟市にとどまらず、文化財としての価値、それから他市の方、あるいは他県の方も、観光ルートに入れようとかという形になると思うのです。そこではじめて市の財産として生きてくる部分があると思います。ここがどうもインパクトが弱いのです。例えば、今のようなご説明をもっと市民の皆さんにPRしたら、茶会とか句会とか、文化に貢献できる財産になると思うのです。

○歴史文化課長

今ほどのご意見ですけども、私どももPRに欠けていたところは反省しています。また、今後、指定管理者ということで提案していただくわけですけども、そちらにも今後PR等について提案するよということ、指示していきたいと思えます。

小澤家については、小澤家単体ではなかなか弱い部分がありまして、博物館、税関があり、それから小澤邸と。また、その周辺では、湊稻荷神社、金刀比羅神社とかという、みなとまちゆかりの史跡だったりということもありますので、そちらを巡っていただく、連続してというのでしょうか、一体で観光振興、あるいはおいでいただいて楽しんでもらうというような仕組みづくりといいますか、そういうものにしていきたいと思っています。

○小嶋委員

これは議題として出されているのですけれども、見学に行くとは違って来るのかもしれない。こういう立派なものを残していかなければという気持ちになって、一緒に議論ができるのだと思うのです。大事なことだと思うのです。ぜひ、議案が出たときには見せていただくということをお願いしたいと思えます。

○委員長

委員の皆さんの意見は、条例の中身というよりも、運営に関していろいろということではありますが、この点に関しては残念ながら情報不足だと思います。

この条例案の中で、争点になるであろうと思われるところがございますか。

○歴史文化課長

私どもは特に。

○委員長

ありませんか。

例えば、10 ページの備考の5、営利又は宣伝の目的をもって

利用する場合の使用料の額と書いてありますけれども、この営利又は宣伝ということに対して、誰が決定をするのかということとは明確に記載されていないですね。指定管理者が決定するのか市が決定するのか。この使用許可を願い出るわけですけれども、これに対してジャッジをどこがするのかというのは記載されていないのですけれども、それは大丈夫ですか。

○歴史文化課長

規則の中で申請書を出していただきまして、それについて、どういう場合は200%になるかということについて、一応、指定管理者で判断をしていただきます。

○委員長

指定管理者から規則が出てくるということですね。

○歴史文化課長

規則は市で定めるわけでありまして、指定管理者と再度協議をして、具体的なケース、こういう場合はこうということで、協議していきたいと思っています。

○山田委員

もう一つ教えてください。別にこの小澤家だけではなくて、市の施設の多くが指定管理者制度を取っているようです。ここ数年そういう流れできているようですが、例えば、この小澤家であれば、指定管理者が決まるとそこへ補助金が出るということはないのですか。要するに、指定管理者というのは、小澤家を運営する上で見学料、使用料を収入として取るわけです。しかし、当然、管理をする人も要るわけです。あるいは、その他の事業を考えれば、たくさん事業を計画してもらおうということになっているわけですが、そういうことに対する市の予算は用意されないのですか。

○歴史文化課長

ここの入館料、それから施設使用料というのは、指定管理者ではなくて、新潟市の収入に入りまして、指定管理者にお願いする事業、施設運営に関わる経費は別途委託料という形で市が管理者側に払います。

○山田委員

そうすると、ここを委託する額はどのくらいを考えておられるのですか。

○歴史文化課長

今、財務担当と精査しているところですが、数千万円という段階で詰めているところです。

○山田委員

よく分かりませんが、それくらいの額がかかるということですね。

直すのは一時的だけれども、維持していくというのが各施設非常に大変になっております。特に、こういう時代ですので、予算がなかなか組めないというときに、重荷にならないのかという心配は、当然、皆さんにもあるのだらうと思います。

○委員長

よろしゅうございますか。

それでは、決を採りたいと思います。提案された条例案に關しまして、これを9月議会定例会に議案として上程することとしてよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

第4 報 告

○委員長

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

最初に、家庭と地域の教育力の向上について、生涯学習課、お願いいたします。

○生涯学習課長

生涯学習課でございます。家庭と地域の教育力の向上というテーマを設けましたけれども、今期の社会教育委員会議の状況について、少しお話しさせていただきます。

15 ページでございます。社会教育委員会議では、これまでもその時々々の社会教育の課題を検討し、その方向を示す、建議を行ってきたわけです。今年度、それから来年度にわたります第29期の社会教育委員会議で、家庭と地域の教育力の向上について、テーマを検討、建議する予定にしております。建議に際して行います調査項目の方針がまとまりましたので、報告させていただきます。

今期の社会教育委員会議では、地域全体で次代を担う子どもたちを育むことができるよう、家庭や地域の団体、NPO、企業等の教育力の意識や実態を明らかにしたいと。そして、向上させていくための仕組みづくりとその連携策について検討したいと思っております。

建議に必要な資料を収集するために、家庭と地域の教育力に関する市民の意識及び民間団体等の状況を明らかにしたいと。市民意識調査及び民間団体の実態調査を2か年にわたって行うものです。教育ビジョン後期実施計画にも載せさせていただいております。これを実施するに当たりまして、社会教育委員の中から、新潟大学の準教授または学校教育関係者で構成しました調査検討委員会を設置し、調査の設計、分析を行う予定ですが、現在、調査項目の検討に入っているところです。これまでも、半年過ぎようとしていますけれども、この調査をどのようにするかということについて議論してまいりました。

まずは、調査項目に当たっては、家庭の教育力とはどういうものか、地域の教育力とはどういうものか、地域をどう限定するか、子どもを対象としてはどう考えるかという4点について考えてきたわけです。家庭の教育力につきましては、ここに示しましたように、基本的な生活習慣、自立心、自主性、他人に

対する思いやりの心，そういったものを前提として位置づけようと。地域の教育力につきましては，地域の大人たちが子どもたちと直接交わる活動をとともにすること，家庭や地域の人間関係，社会関係の中で倫理観や生活感情を育てたりする力が働いていること，大人自身の自己実現，社会参加が実現していることといったことを重視していきたいということ。この二つにつきましては，文部科学省の国立研究所が調査テーマとして出しているものを参考に加えたものでございます。地域につきましては，やはり，調査が市民の方々の手元にまいますので，身近な範囲でということで，ここでは中学校程度を意識してほしいと。子どもというのは，学齢期を考えてみましょうという形で調査をしてまいりたいと思っております。

次のページをごらんください。この調査を実施するに当たりますて，調査は二つに分けて実施してまいります。一つ目は，家庭，地域の教育力の市民アンケート調査です。満 20 歳以上の市民 3,000 人を対象としたアンケート調査にまいります。一般市民の持つ意識，家庭の教育力，地域の教育力に対する意識です。子どもに関わる活動への参加意向，そうしたものを探っていきたいと思っております。それから，実際であれば，その下にあります調査も同時に行いたいのですが，予算の都合もありまして，平成 23 年度初頭に企業，団体等を調査したいと思っております。

下の調査ですけれども，地域の団体，NPO，企業の地域の子どもに対する教育活動の実態や地域の教育力向上への貢献度といったものを調査してまいりたいと考えております。検討中ですけれども，そこに想定される調査対象を示しましたが，コミュニティ協議会などの地域団体，子ども会，育成協などの青少年育成団体，新潟市に所在するNPO団体，さらに，事業所統計から，市内の教育関連事業所，大体 1,600 くらいになると想定しておりますけれども，それらの事業所を調査対象として加えていきたいと。

これら二つの調査結果をもとに，第 29 期社会教育委員会議では，家庭と地域の教育力の向上について，建議をまとめるスケジュールとしていきたいと考えております。

説明は以上なのですけれども，調査の進捗状況につきましては，今後も折々にご報告させていただきます。よろしく願いたします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○山田委員

大変良い調査結果、興味深いものが出てくるのだろうと思っておりますが、特に、20歳以上の市民3,000人、これは無作為というのですが、新潟市は広くなったわけですが、そういった地域性はあまり考えない、例えば、区ごとに結果を出したり、基準にはなりません、比較して検討することはできると思います。そういうことはお考えになっておられるのですか。

○生涯学習課長

いわゆるフェイスシートというものがあまして、男女、年齢、区ごとにお住まいだということを項目の中に入れていただきたいと思います。そうしますと、そこに在住の方のクロス集計で見ていけるのではないかと考えております。

○山田委員

それは考えておられるのですね。分かりました。

○委員長

その他、ございますか。

○小嶋委員

16ページなのですけれども、実態調査をするということがまず大事だと思いますので、山田委員と同じように、非常に興味深く感じているところなのですけれども、家庭と地域の教育力に関する市民調査は第1段階で、家庭と地域の教育力に関する企業・団体等の実態調査を第2段階ということでやっていかれるということですか。

○生涯学習課長

調査項目が恐らく変わるだろうと思われまので、2段階で考えていきたいということです。

○小嶋委員

調査対象のところなのですけれども、これからどんどん対象者が出てくると思いますが、地域祭りのグループなどがありますけれども、地区のお祭りグループとかという小さな単位のところは、非常に子どもを育てるのに一生懸命しているところがあるので、ぜひそういうことも忘れないで調査をやっていただきたいと思います。コミュニティ協議会などでやり始めたところがあると思いますけれども、もっともっと前に子どもたちを育成するために努力されている地域がたくさんありますので、その辺を利用していただきたいと思います。

○生涯学習課長

網羅的に探すのが非常に苦勞するのではないかと考えられますので、またご意見をいただきたいと思います。

○委員長

その他、ございますか。

意向調査をすることに関しては全く問題ないのですけれども、調査をする目的は、基本的には家庭と地域の教育力の向上のためでありまして、それに対しては二つの方法があると思います。アンケート、仮説を立てて、その仮説に対して検証する

方法と、全く仮説等を立てないでやるのか。それで全然方向性が違ってくる場合があるので、そのあたりを社会教育委員の会議で十分に練っていただいて、設問の出し方をどういう方向性でやるのかということをしっかり議論していただいて、調査項目についてやっていただきませんと、全く見当違いで何の役にも立たない調査結果になってしまうので、そのあたりをよろしくお願ひしたいと思ひます。できれば、設問の案が分かった早い段階で我々委員にもご報告願えればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

よろしゅうございますか。

続きまして、新潟市教育委員会表彰の選考結果についてでございますけれども、これは人事案件でございますので、非公開とさせていただきます。

次に、ほんぼーと開館3周年記念事業につきまして、中央図書館、お願ひいたします。

○中央図書館サービス課

中央図書館サービス課です。ほんぼーと中央図書館は、今年10月で開館3周年を迎えます。本日は、開館3周年を記念して行う二つの事業と、今年度の図書館の主な取り組みについてご報告させていただきます。

資料18ページをごらんください。中央図書館及び新潟市の図書館の平成22年度の取り組みとしましては、1番として、今年3月に策定いたしました、新潟市立図書館ビジョンと新潟市子ども読書活動推進計画の実施と推進があげられます。図書館ビジョンが全18図書館のオンライン化を前にして、現在の社会情勢や新潟市の状況の中で、新潟市の図書館が目指す図書館像を表したものです。心豊かなまちづくりを支える市民の身近な学びと情報の拠点を図書館運営の理念として、記載してあります①から④までの新潟市の目指す図書館像を四つ挙げています。また、子ども読書活動推進計画は、法律に基づき、国や県の計画を基本としながら、新潟市教育ビジョンを踏まえて策定したものです。

今年度は、①来年度から開始する予定のブックスタート事業に向けた準備として、市民委員と関係課による推進委員会を開催しています。ブックスタートとは、絵本の読み聞かせを通して親と子のふれあいの機会を作ることが目的で、乳幼児が集まる健診などの機会に一組一組の親子に対して読み聞かせを行い、絵本を1冊プレゼントするものです。一組一組ということで、職員だけでは不足ですので、大勢のボランティアの方にご

協力いただきたいと考えております。②計画を推進していくために、庁内の関係課による推進会議を開催いたします。③学校図書館の活用を進めるために、今年度から、学校にはない資料の貸し出し返却の際に、宅配を利用できるようにいたしました。2番目としまして、全18図書館のオンライン化があります。オンライン化の終了していなかった西川図書館、白根図書館、新津図書館、豊栄図書館の各区の中心図書館がいよいよ他の14館とオンライン化されます。西川と白根がすでにオンライン化を終了いたしまして、新津図書館が10月、豊栄図書館が12月にオンライン化いたしまして、各図書館の利用者の利便性が向上いたします。新津図書館は蔵書数が12万冊程度、豊栄図書館は18万冊程度ございますが、このオンライン化によりまして、新潟市立図書館全館の約160万冊の本が検索できまして、毎日車が回ることによって利便性が非常に向上するということとなります。

次に、これまでの利用状況といたしまして、開館いたしました平成19年度からの利用状況が挙げてあります。開館以来、1日平均の入館者数は約2,300人前後をキープいたしまして、平日の利用の方は2,000人前後、土曜日曜は3,000人前後となっております。平成22年度ということで、4月から7月までの1日平均2,268人という数字が挙がっておりますが、8月の数字が出まして、8月が夏休みということで利用が多かったのですが、1日平均約2,749人の入館者がありました。このように、ほんぽーとは新潟市では一番集客力がある公共施設であると思っております。

次に、19ページをごらんください。開館記念事業の案内が載せてあります。ほんぽーとの中にある子どものコーナーを「こどもとしょかん」と呼んでおりますが、この「こどもとしょかん」の名誉館長に新潟市出身の著名な絵本作家、黒井健さんに就任していただきまして、子どもの読書活動をPRし、推進していこうというものです。開催は明日となっております。黒井さんからは、併せて、こどもとしょかんのシンボルキャラクターを作成していただきまして、この就任式場で発表させていただくことになっております。

裏をお開きください。もう一つの開館3周年記念事業、荻原規子講演会&トークセッションの案内です。荻原規子さんは中高生や大学生に人気のあるファンタジー文学作家です。今回は、子ども読書活動推進計画の中では取り組みの少ないティーンエイジャー、ヤングアダルトを対象としています。外国作家の作

品で映画化されています。ハリーポッターが有名になってから長い作品のファンタジーがよく読まれています。萩原規子さんはこの分野の日本の作家の中では第一人者です。作品は日本の神話をテーマにした勾玉シリーズという作品が有名ですが、日本の神話がテーマになっているということで、作品に併せまして、会場はりゅうとびあの能楽堂にしています。講演会終了後のトークセッションには高校生に参加してもらいますが、トークセッションを盛り上げるために、講演会の前に中高生を対象とした読書会を行うことになっています。

また、2枚の案内の右肩に、国民読書年の文字とロゴマークがありますが、この国民読書年は活字離れ、読書離れを止めるために国が制定したものです。ほんぽーと及び新潟市の図書館では、今後も図書館ビジョンと子ども読書活動推進計画に基づき、さまざまな取り組みを行っていきたくて考えております。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

○齋藤委員

聞き逃したかもしれませんが、宅配というのはどういうことですか。

○中央図書館サービス課

今、委員がおっしゃったのは、18ページの中央図書館、平成22年度の取り組みの中の子ども読書活動推進計画の③学校支援事業と書いてあるのですが、学校図書館支援事業ということになります。図書館では、学校などの団体に対しまして、1か月間100冊までの本の貸し出しを行ってございまして、昨年までは図書館に直接取りに来ていただいておりますが、直接おいでいただかなくてもいいように、宅配便を利用して届けるということを行うというものです。

○齋藤委員

一般の人に宅配してくれるわけではないのですね。

○中央図書館サービス課

はい。

○委員長

その他、いかがですか。

○田中委員

私はよくほんぽーとへ本を借りに行くのですが、雑誌コーナーがありますよね。何十種類かの雑誌が並んでいるのですけれども、月刊誌とかで置かなくなった雑誌は相当な量になるかと思うのですけれども、そういったものはその後どのようになっていくのでしょうか。

○中央図書館サービス課

ほんぽーとでは、雑誌のタイトル数は約500となっております。月刊誌が中心ではありますが、月刊誌だけではなくて、具

体的な誌名を上げますと、「クロワッサン」などの旬刊のようなものとか、週刊現代などの週刊誌なども入れております。雑誌の内容によりますが、おおむね2年間は保存しておりまして、2年を過ぎましたものはリサイクルを行っております。ただし、郷土関係の雑誌やこどもの関係、一部、図書館として末永く取っておきたいというものは永年で取っておくようにしております。リサイクルをしないでずっと図書館で保存しております。

○田中委員

表に出していないだけでですか。

○中央図書館サービス課

あそこには出し切れませんので。

○齋藤委員

ということは、問い合わせをすれば、バックナンバーではないですけれども、例えば、1年前の何月号の記事を見たいという要望が窓口に行った場合、対応していただけるということですか。

○中央図書館サービス課

中央図書館の雑誌コーナーはおおむね半年分くらいしか出せないということになっておりますので、他のものは書庫の中に入れております。言っていただければすぐにお出しいたします。

○委員長

その他、ございますか。

○小嶋委員

荻原さんのところは参加費無料となっているのですけれども、お呼びするのはどれくらいの費用がかかるのか教えて下さい。

○中央図書館サービス課

正しくないかもしれませんが、30万円くらいです。実は、荻原規子さんは、今まで講演会にはあまり出ていらっしゃらなかった方で、値段が高かったからということではないと思うのですが、今回、新潟市のために来てくださることになっております。

○小嶋委員

実は、この方は講演活動をされていないし、30万円ということで、大変失礼ですが、額とか関係なく、来ていただけるだけでもすごいことだと思うのです。それで、参加費は無料ということなので、どういう経緯で話をしたのかなと思ったのでお伺いしました。

○中央図書館サービス課

ティーンエイジャー向け、中高生向けの図書館の取り組みというのが今まで少なかったと思っておりまして、今年度はぜひ中高生を対象にした催しをやりたいと考えました。お願いした謝礼金につきましては、いろいろな他の講師謝礼金等を考えて決めたものですが、もしかしたら担当者の熱意が荻原さんに伝わったのではないかと思います。ぜひおいでください。

○齋藤委員

19 ページの名誉館長、よくある名誉何とかという、こちらも

	館長料というとおかしいですけども、そういうものが発生するのですか。よく、名誉館長とか聞きますよね。具体的にいうと黒井さんの場合はいかがですか。
○中央図書館サービス課	黒井健さんに名誉館長としてお願いしたいと思っておりますことは、「こどもとしょかん」のPRということで、黒井健さんが名誉館長をしていらっしゃるということがPRだということを考えております。あとは、先ほど申しあげましたブックスタートについて、黒井健さんは日本で紹介されましたときから力を注いでいらっしゃると思いますので、そういう点についてもいろいろとアドバイスをいただきたいと思います。あと、シンボルキャラクターを作っていただきまして、今は申しあげられないのですが、とてもかわいらしいキャラクターを作っていただきました。その点でもPRになると思います。
○齋藤委員	そういうキャラクターのマークなどを含めて、報酬を支払うということになりますか。
○中央図書館サービス課	はい。
○委員長	よろしゅうございますか。
○中央図書館長	就任料としては無料です。
○齋藤委員	それが分かればけっこうです。
○中央図書館サービス課	失礼いたしました。
○委員長	その他、ございますか。
○小嶋委員	利用状況は、一番多い月というか、季節というか分かりませんが、一番多い月は年間通していつですか。
○中央図書館サービス課	8月が多いと思います。今、資料をもっておりませんが、やはり、夏休み期間中で子どもたちが大勢いらっしゃるということと、暑いために、涼しくていいということでおいでになるのだと思います。
○小嶋委員	逆に、少ない月は。
○中央図書館サービス課	やはり冬場、1月、2月、雪が降ったりしますので、来館者は少なくなります。
○委員長	最後ですけども、この入館数は新潟市民全体を通して我々は自慢してよろしい数なのでしょうか。
○中央図書館サービス課	それは図書館としてということでしょうか。
○委員長	図書館としてです。人口から考えていかがですか。
○中央図書館サービス課	入館者というのは、全国的に平均の数値は出ていません。入

ス課	館者のカウントができる図書館とできない図書館があります。例えば、市民一人当たりの貸出冊数ということで考えますと、平成 21 年度は政令指定都市の平均が 4.71 冊、新潟市の場合は、中央図書館だけではありませんが、5.78 冊という数字が出ていますので、自慢していただいてもいいのではないかと思います。
○委員長	自慢してもいいですね。分かりました。 ありがとうございました。
第 5 次回日程	
○委員長	次回の日程について説明を求める。
○教育総務課長	10 月定例会は、10 月 25 日（月）午後 3 時 30 分から、11 月定例会は 11 月 29 日（月）午後 3 時 30 分からでお願いしたい。
第 6 閉会宣言	
○委員長 (非公開部分)	午後 4 時 40 分、閉会を宣言する。 (報告案件 新潟市教育委員会表彰の選考結果について報告する)
以上、会議のてん末を承認し、署名する。	
	署名委員
	署名委員